

(別紙)

インターネット利用に係る課題と対応について

インターネット上の問題行動については、パソコンや携帯電話以外にも、時間や場所を選ばないスマートフォンや、ゲーム機等のインターネットに接続できる機器、無料通信アプリ等の普及により、長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用による犯罪被害、さらにプライバシー上の問題等といった新たな形態の課題も発生している。

このことから、下記事項に留意の上、ネット上のいじめ等を防止するとともに、小学校低学年からの情報モラルに関する指導を充実させ、インターネットの適正な利用に関する教育の推進や啓発を図ることが必要である。

記

1 実態把握について

様々な情報通信端末の普及に伴い、児童生徒が受ける被害は多様化・深刻化していることから、学校ネットパトロール事業における検索の結果等も参考に、引き続き自校の児童生徒のインターネットの利用実態の把握に努めること。

また、児童生徒の自宅での学習時間等の記録等を通して、インターネットの長時間利用による生活習慣の乱れ等についての把握に努めること。

2 学校における携帯電話の取扱いについて

平成21年2月5日付け鹿教義第884号「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」を参考に、校内規程等を明確に定め、児童生徒・保護者に周知し、理解を得ること。

3 発達の段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進

- 心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じて、学校教育における体系的な情報モラル教育を実施すること。
- 各学校においては、情報教育の年間指導計画に情報モラルの項目を設定し、具体的な指導事項や指導内容を位置づけること。

《参考資料》情報モラルの指導（県総合教育センター）

(URL <http://edu.pref.kagoshima.jp/curriculum/jyouhoukyou/moral/top.html>)

- 情報モラルの各教科等での指導にあたっては、従来の授業の中に情報モラルの視点をもった学習活動を取り込むなど工夫すること。

《参考資料》「教育の情報化に関する手引き」（平成22年10月 文部科学省）

第5章 学校における情報モラル教育と家庭・地域との連携
情報モラル教育の具体的な指導（P122～ P141）

(URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)

《参考資料》「学校教育－情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書（文部科学省）

(URL http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html)

- 道徳の時間における、情報モラルを扱った読み物資料集等の活用をするなど、指導計画を見直すこと。

《参考資料》「道徳読み物資料集」（文部科学省）

(URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm)

「小学校道徳読み物資料集」（文部科学省）

- (資料名) ・第1・2学年「みんなの ニュース がかり」
- ・第3・4学年「少しだけなら」, 「レストランで」
- ・第5・6学年「知らない間の出来事」, 「幸せコアラ」

「中学校道徳読み物資料集」（文部科学省）

- (資料名) ・「ネット将棋」
- ・「言葉の向こうに」

- ネット上のいじめ等について、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組を家庭及び関係機関と連携して行うこと。
- ネット上への書き込みやメール、撮影した画像の投稿などによって、みだりに児童生徒が個人情報公表することの危険性や、社会生活への影響を理解させるとともに、不審なメールには応じないこと、ネット上で知り合った人には会わないこと等についても指導すること。

4 ネット上のトラブルへの対応について

- 日ごろからの相談体制を充実させるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう早期発見に努めること。
- 誹謗中傷等の被害を受けた場合は、平成27年7月6日付け鹿教義第269号「平成27年度学校ネットパトロール事業に係る調査等業務の実施について（通知）」を参考に、掲載内容の記録や削除依頼等について、保護者や関係機関等と十分な連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行うとともに、被害児童生徒への支援及び再発防止に努めること。

5 保護者への啓発について

- インターネットに係る問題行動は、主として学校外からの接続で行われることが多いことから、保護者に対して、長時間利用による生活習慣への影響や不適切な利用による犯罪被害等に関する啓発活動を定期的実施するとともに、協力体制を構築すること。
- 携帯電話等を所持させる場合は、家庭でのルールの定期的な確認、フィルタリングサービスや受信拒否設定の利用等について周知すること。
- 進学・進級等を機に、保護者が児童生徒の携帯電話を購入することが多いと予想されることから、2学期末や3学期始めのPTA等の場で、進学先の携帯電話に関する規則や利用上のルール・マナーを遵守すること等を含め、犯罪・トラブルの防止対策等について各家庭でよく話し合うよう、周知すること。